

控訴人(第1審原告) 戸田 久和
被控訴人(第1審被告) 福田英彦
亀井 淳
井上まり子
豊北裕子

被控訴人本人尋問の申出書

2016(平成28)年6月30日(木)

大阪高等裁判所第12民事部 御中
控 訴 人

戸田 久和(とだ ひさよし)
大阪府門真市新橋町12-18-207
電話 06-6907-7727
FAX 06-6907-7730

控訴人は、下記の通り被控訴人本人尋問の申出をする。
記

1: 証明すべき事実

本件名誉毀損の事実および被控訴人亀井が虚偽主張をしてきたことについて

被控訴人本人 亀井 淳(尋問予定時間40分)
尋問事項 下記の<尋問事項>の通り。

<尋問事項>

- 1: 「自治会HBに関する2014(平成26)年4/27門真民報記事」{甲第2号証1.2.}の原稿の作成者が亀井淳被控訴人であるはずであることについて。
- 2: 亀井被控訴人のみが議会質問して何かの「成果」を得た件に関して、門真民報に亀井被控訴人以外の議員が記事を書いた事例があるか、について。
- 3: 上記「4/27門真民報記事」作成時において、
【亀井被控訴人が2012(平成24)年3月議会で「自治会関係連絡先に関する質問」をして、連絡先一覧表を市が作成する旨の答弁をして一覧表が作成されたこと】
と、【2014(平成26)年4月に自治会HBが発行されたこと】
との関連性を、どのように捉えていたのか、について。
- 4: 上記「4/27門真民報記事」作成時において、控訴人の議会質問活動と自治会HB発行との関連性を、どのように捉えていたのか、について。
- 5: 「門真市発行の自治会HBの、他市にはない発行眼目や特色」について、
1) 上記「4/27門真民報記事」作成時においてはどのように捉えていたか。

- 2) 控訴人から「5/21 公開質問状」{甲第 3 号証} を受けて、2015 (平成 27) 年 2 月に控訴人から提訴されるまでの間はどのように捉えていたか。
- 3) 2015 (平成 27) 年 4 月に被控訴人らが「答弁書」を出して以降現在までは、どのように捉えていたか。

6 : 被控訴人らがずっと主張している

「2012 (平成 24) 年 5 ~ 6 月に自治会連合に対して、亀井被控訴人由来の自治会活動関連の庁内連絡先一覧表」が配布されたが、その内容が不十分なものだったので、亀井被控訴人が地域活動課に何度も一層の充実を求めていった」

という、いわゆる「亀井議員改善要望実行論」に関して、

いつ・どのような形と内容で要望が出され・市がどのように対応したか等について、被控訴人らから全く裏付けが出されないだけでなく、門真市当局から、

「自治会問題担当部署の、どのような地位の職員も亀井議員からそのような要望を受けた事はない」、

との文書回答が出されていることについて。

- 1) いつ・どのような形と内容で要望が出され・市がどのように対応したか等について、被控訴人ら議員団仲間にさえ、全く裏付けを示さないのはなぜか？
- 2) なぜ 2015 (平成 27) 年「12/8 福田被告尋問」の場になって初めて「課長より下の職員に要望した」という「亀井被控訴人の言い分」が出されたのか？
- 3) 門真市当局が文書回答で「亀井議員改善要望 の存在」を全面否定していることをどう捉えているか？
- 4) 実際には「改善要望活動」などしなかったのではないか？

7 : 「2012 (平成 24) 年 5 ~ 6 月に作成された一覧表」と、「2014 (平成 26) 年 4 月に発行された自治会 HB 内の一覧表」との違いについて。特に「改善された箇所」について。

・何か「改善された」箇所があるか？

8 : 亀井被控訴人が門真市議会の 2014 (平成 26) 年 12/16 本会議における「福田被告問責決議」審議での「反対討論」で述べている

「2010 年度決算を審議する委員になった私は、地域活動課への聞き取りの中で、ガイドブックのようなものを作成することを要望しました」

との発言における「ガイドブックのようなもの」と、門真市が実際に発行した自治会 HB との違いについて、どのように認識しているか、について。

9 : 亀井被控訴人の 2012 (平成 24) 年 3 月議会での「自治会関係連絡先に関する質問」がなされたすぐ次の 6 月議会で控訴人の自治会問題質問によって「自治会 HB 作成の答弁」が出され、その後原告の度重なる議会質問によって「自治会の民主化・適正化促進を特色とする自治会 HB」作成が進められていった事について、どのように受け止めていたか、またそういう進展に関して、被告が何か関わりを持った証拠はあるか、について。

10 : 控訴人の 2012 (平成 24) 年 6 月議会質問によって門真市が自治会 HB を作ることを答弁してから、2014 (平成 26) 年 4 月に実際に発行されるまでほぼ 2 年間かかっているが、この間、自治会 HB について何ら言及も質問もせず、関心を示していないのはなぜか？

- 11：提訴以前は、「被控訴人亀井の議会質問が自治会ＨＢ発行につながった」、「自治会ＨＢは被控訴人議員団の活動が実ったものだ」と強弁し続け、控訴人の自治会ＨＢ発行への功績については全く言及しなかったのに、
提訴されると一転して「4/10 答弁書」で
「自治会ＨＢ発行の契機となったのは控訴人の議会質問だ」とか、「4/27 民報記事は自治会ＨＢの内容の一部に自分らの質問の成果が反映されているという意味で書いたものだ」という主張を始めたのはなぜか、について。
- 12：「議員団の質問が自治会ＨＢ発行につながった」とか「自治会ＨＢは議員団の活動が実ったものだ」という表現と「自治会ＨＢの内容の一部に議員団の質問の成果が反映された」という表現は、全然違う意味を持つはずだが、被控訴人は全く同じ意味を持つものと認識しているのか、について。
- 13：「自治会（運営）の民主化・適正化を促す」事について、議会質問を行なったことがあるか、について。
- 14：「地域によって自治会長が毎交代だったり２年交代だったりする事」が、いったい市民にどういう不便を与えるのか？ それによって行政の担当窓口が分からなくなるとしたら、それは基本的には自治団体たる自治会内部の情報伝達の問題ではないか、などについて。
- 15：控訴人ＨＰでの「成果捏造疑惑」（＝「自治会問題で『共産党の議会活動の成果』捏造疑惑！」）とか「4/27 門真民報のデマ記事疑惑」という言葉をどう考えたか、について。
- 16：被控訴人らの「5/28 回答」の後に、控訴人ＨＰで新たな見解表明は無かったが「成果捏造疑惑」の言葉が消えずに続いていた事をどう考えたか、
なぜ「成果捏造」という表現に抗議しなかったか、
それは「成果捏造」問題に触れると自分らに不利になると考えたからではないか、
などについて。
- 17：議員たる被控訴人議員団が議員たる控訴人を特定して「どんな内容の公開質問に対しても永久絶対的に回答しない」という、全国で例を見ない対応を決定した理由として、被控訴人らは「亀井被控訴人の消防議会副議長辞任事件」における、控訴人の「公開質問状への回答に関する対応」を挙げているが、
この事件は亀井被控訴人に非があったからこそ「消防議会史上初の就任半年での副議長辞任」に至った事件ではなかったのか、について。
- 18：その他、本件に関わる一切の事項。